

## 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果概要

以下のとおり、意見募集(パブリックコメント)について、結果の概要を取りまとめましたので公表します。

### 1. 意見の募集方法

【意見募集期間】 平成20年8月25日(月)～平成20年9月24日(水)

【告 知 方 法】 農林水産省及び環境省ホームページ、記者発表

【意見提出方法】 電子メール、ファックス、郵送

### 2. 意見募集の結果概要

【受付数】 54通（電子メール 50通、 FAX 3通、 郵送 1通）

【延べ意見件数】 176件

### 3. 意見の概要及び意見に対する考え方

#### (1) 政令事項に関する意見(33件)

| 事項                  | 意見等の概要   | 数  | 意見に対する考え方  |
|---------------------|--|----|--|
| 愛がん動物の指定<br>(第1条)   | 対象とする動物を犬及び猫以外にも広げるべき。<br>(犬猫以外の人が飼育するほ乳類、鳥類、は虫類等)                     | 17 | 対象となる愛がん動物は、そのペットフードの流通実態、問題の発生状況、情報の蓄積状況等を踏まえ、当面犬及び猫とすることとしました。意見の趣旨も踏まえ、犬及び猫以外の愛がん動物については、今後の施行の状況、知見の蓄積の状況等を見ながら、必要に応じて検討してまいります。 |
| 輸出用飼料の適用除外<br>(第2条) | 輸出用の飼料を基準規格の規制の適用除外としないこと。海外の動物が日本産のペットフードの被害を被るかもしれない。輸出用には責任を持たないのか。 | 16 | 本法は、我が国において流通する製品を対象とするものです。諸外国に流通する製品への規制については、その国が決定すべきものであるため、輸出用の製品へは我が国の基準規格を適用しないという趣旨です。                                      |

#### (2) その他のペットフードの安全性確保に関する意見(143件)

| 意見等の概要(項目のみ)                   | 数  | 意見に対する考え方   |
|--------------------------------|----|---|
| ペットフードに含まれる原料や添加物等の成分の規制に関する意見 | 24 | 今回のパブリックコメントの対象外となります。なお、規制のための基準規格は現在検討中です。意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 表示及び情報開示に関する意見                 | 58 |   |
| 成分分析の対象やあり方、分析結果の開示に関する意見      | 19 |   |
| 罰則や取り締まりに関する意見                 | 16 |   |
| その他、安全基準の考え方、法律の内容等に関する意見      | 26 |   |